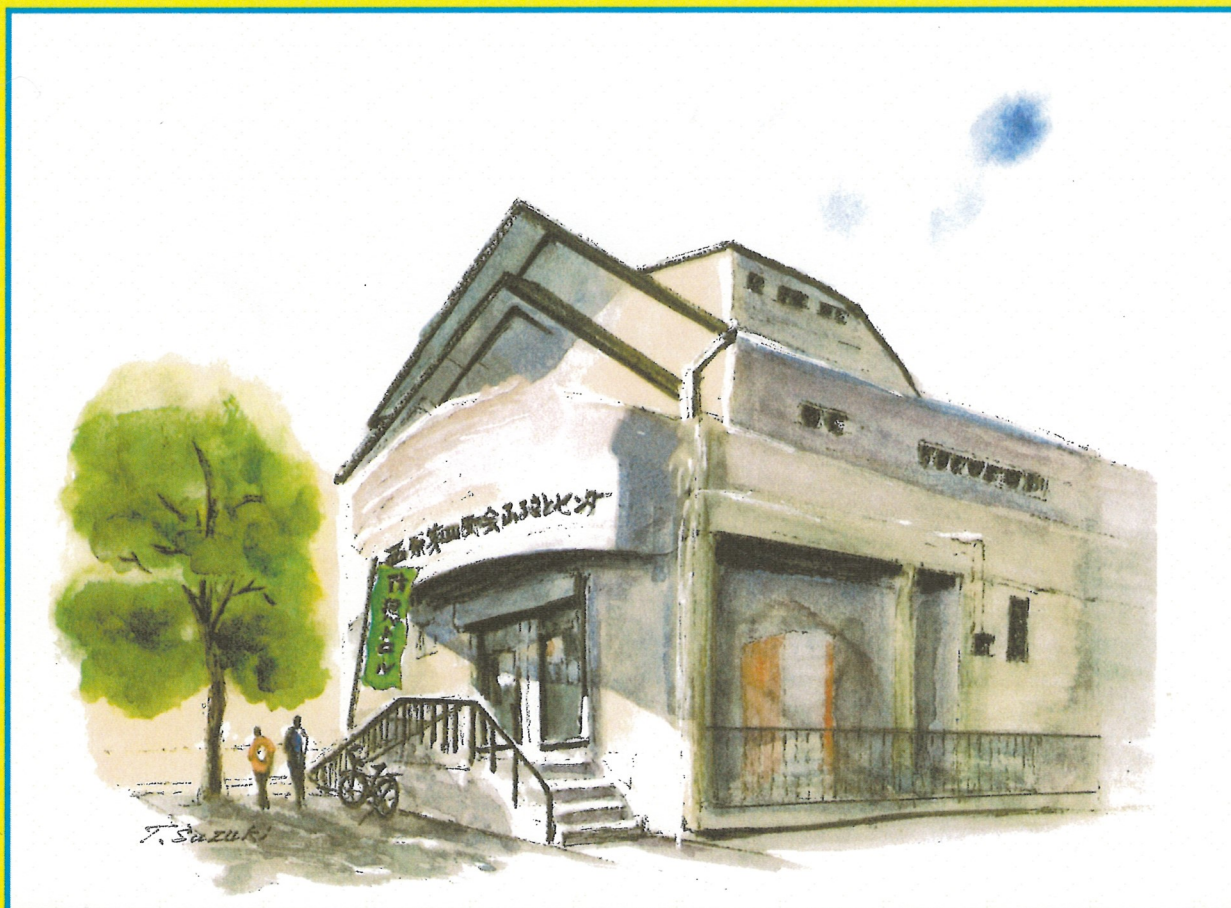


令和6年度 改訂版

西原第四町会規約集



西原第四町会ふるさとセンター
柏市西原3-8-46 TEL&FAX 04-7154-5426

メールアドレス: nishihara-d4@b50.blowth-net.co.jp

柏市西原第四町会



目次

● 柏市西原第四町会のあゆみ	1～2
● 柏市西原第四町会規約	3～7
● 柏市西原第四町会規約・細則	8
● 西原第四町会区域地図	9
● 西原第四町会財産目録書	10
● 西原第四町会ブロック長及び班長の役割	11
● 柏市西原第四町会自主防災会規約	12～14
● 柏市西原第四町会非常災害時の行動マニュアル	15～17
● 柏市西原第四町会自主防災会防災計画	18～20
● 西原第四町会ふるさとセンター管理運営規約	21
● 西原第四町会ふるさとセンター利用規定	22～23
● 西原第四町会組織図（担当事業・自主防災）	24
● 西原第四町会自主防災会組織図	25

柏市西原第四町会のあゆみ

江戸時代下総国小金原牧場としての昔の面影を今にも残し、明治維新となった。そして武家社会の崩壊に伴い新しい食料生産地開拓のため、明治新政府は三井合名に払下げ下総国十二番目の開墾地として祖父母達の努力に依り立派な農地となった。その後花野井村吉田家の所有となる。さらに東葛飾郡十余二村となり、大正3年10月10日に旧田中村と合併する。東葛飾郡田中村十余二西区。西区は伊勢原西原であり静かな田園地帯で特にさつまいもは東京に出荷して好評であった。

時は移り昭和20年に十余二飛行場が開隊（現柏の葉公園一帯）この一帯も恐ろしい戦争の体験をする。昭和20年8月15日敗戦まで当時西原地区は農家戸数35戸であった。その後転入者多く。当時の農家組合となった西原農事実行組合より昭和27年分離し共栄実行組合を25戸にて結成する。昭和27年町村合併促進法にて、柏町、田中村、土村、富勢村、小金町の一部にて9月1日東葛飾市として誕生。後11月15日柏市となる。

町会自治会設置の要請にて、西地区には当時伊勢原西原共栄分譲地が有り、番号順という風習によって、伊勢原（第一）分譲地（第二）西原（第三）共栄（第四）となり、これに伴い町会自治会が結成された。

- | | |
|------------|---|
| 昭和42年1月19日 | 十余二青年館が西原町会第四町会の有志の寄付と県、柏市の助成にて建設された。 |
| 昭和44年4月 | 第四町会つくし子供会設立。 |
| 昭和47年4月1日 | 西原小学校開校、長年、流山市立八木北小学校、流山市立新川小学校で委託児童としての不便を感じていたが自分達の学校の開校に喜んだ。 |
| 昭和54年4月 | 西原中学校開校、柏中までの電車通学解消。 |
| 昭和54年4月 | 第四町会上水道給水開始、夏季・冬季の飲料不足解消。 |
| 昭和60年3月 | 常磐自動車道開通し、西十余二第一公園・第二公園がオープン。市民のオアシスとして喜ばれる。 |
| 昭和64年1月8日 | 昭和天皇崩御新年号平成となる。 |
| 平成元年8月 | 新住民表示に依る名簿作成。(1989年) |
| 平成3年10月 | 第二回名簿作成。(1991年) |
| 平成4年7月12日 | 柏市ふるさとセンター整備事業補助金交付要領により第四町会臨時総会を開き、ふるさとセンター建設を満場一致にて承認された。 |
| 平成6年7月 | 第三回名簿作成。 |
| 平成8年9月 | 第四回名簿作成。 |
| 平成10年5月25日 | 柏市長より柏市地縁団体西原第四町会として認可。 |
| 平成10年6月21日 | ふるさとセンター落成式実施。 |
| 平成11年1月 | 第五回名簿作成。 |
| 平成13年1月 | 第六回名簿作成。 |
| 平成15年3月 | 第七回名簿作成。 |

平成 17 年 4 月 第八回名簿作成。(2005 年)
平成 31 年 5 月 1 日 平成天皇ご退位により新元号、令和が誕生した。
令和 5 年 4 月 23 日 令和 5 年度「西原第四町会定期総会」にてふるさとセンター
の補修・修繕工事の実施が承認されました。

この規約集作成につき各ブロック長、班長さんの協力を頂きましたので申し添えます。

柏市西原第四町会規約

第1章 総則

第1条 (目的)

本会は以下に掲げるような地域的な活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1. 所轄官公署との連絡、折衝、並びに会員への各種伝達に関する事。
2. 教養・文化・環境衛生・防火・防犯に関する事。
3. 集会施設の維持管理及び運営に関する事。
4. 街灯、及びその他町会備品の維持管理に関する事。
5. 会員の福利・厚生に関する事。(詳細は細則による)
6. その他本会の目的達成のため必要な事。

第2条 (名称)

本会は柏市西原第四町会と称する。

第3条 (区域)

本会の区域は別表地図のとおりとする。

第4条 (事務所の所在)

本会の事務所は第四町会ふるさとセンターに置く。

第2章 会員

第5条 (会員)

本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する世帯主又は法人代表者とする。

第6条 (会費)

会員は、総会において別に定める(細則による)会費を納入しなければならない。

第7条 (入会)

1. 第3条に定める区域に住所を有する世帯主又は法人代表者で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出する。
2. 本会は、前項の入会申し込みがあつた場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

第8条 (退会)

1. 会員が次の各号に該当する場合は退会したもものとする。
 - (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
 - (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合。
2. 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

第9条 (役員等の設置)

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 会計 1名
4. 書記 1名
5. 監事 2名
6. ブロック長及び各部部長
7. ふるさとセンター長

第10条 (役員を選任)

1. 役員は、ブロック長及び町会の適任者の中から選出し、総会において承認されるものとする。
2. 監事は会長、副会長、その他の役員を兼ねることは出来ない。

第11条 (役員職務)

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計一般をつかさどる。
4. 書記は会議の記録をとり、文書の保管にあたる。
5. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長、その他役員業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況、又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の開催を請求すること。

第12条 (役員任期)

1. 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4章 組織及び機関

第13条 (組織)

1. 本会の運営を円滑に行うため、ブロック制及びブロック内に班を編成し、ブロック長及び班長を置く。
2. 本会に専門部を置く、運営については細則による。
3. 本会に事務局を置く。

第14条 (機関)

本会には、定期総会、臨時総会、役員会を設ける。

第15条 (総会種別)

本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第16条 (総会構成)

総会は、会員をもって構成する。

第17条 (総会機能)

総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第18条 (総会審議事項)

総会は、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び事業報告に関すること。
2. 予算及び決算に関すること。
3. 資産及び会費に関すること。
4. 役員選任に関すること。
5. 規約の改正に関すること。
6. その他重要な事項等に関すること。

第19条 (総会の開催)

1. 定期総会は本会の最高議決機関であり、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 役員会又は会員の5分の1以上の要求があったとき。
 - (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

第20条 (総会の招集)

1. 総会は、会長が招集する。
2. 会長は、前条第2項2号及び3号の規定による請求があったときは、30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時、及び場所を示して、開催の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

第21条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

第22条 (総会の定足数)

総会は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第23条 (総会の議決)

総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第24条 (会員の議決権)

1. 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。
2. 第18条に規定する事項(規約の改正、財産処分及び解散に関する事項を除く)は、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

第25条 (総会の書面表決権)

1. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項に書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における第22条及び第23条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第26条 (総会の議事録)

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所。
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決及び表決委任者を含む)。
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第5章 役員会

第27条 (役員会の構成)

役員会は、三役(会長・副会長・会計)・書記・監事・ブロック長各部部長・ふるさと協議会出向役員・ふるさとセンター長をもって構成する。但し、監事は町会業務執行についての議決権を有しない。

第28条 (役員会の機能)

役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項。
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第29条 (役員会の招集)

役員会は会長が必要と認めるとき、又は役員 $\frac{3}{10}$ 以上から、会議に付すべき事項を記載した書面をもって開催の請求があるときは、会長が召集する。

第30条 (役員会の議長)

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第31条 (役員会の定足数)

1. 役員会は、役員 $\frac{3}{10}$ 以上の出席がなければ、開催することが出来ない。
2. 役員会には、第23条、第25条及び第26条の規定を準用し、規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

第32条 (資産の構成)

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録書に記載の資産。
2. 会費。
3. 活動に伴う収入。
4. 資産から生じる果実。
5. その他の収入。

第33条 (資産の管理)

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第34条 (資産の処分)

第32条第1号の規定する資産のうち総会において別に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の $\frac{3}{10}$ 以上の議決を要する。

第35条 (経費の支弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第36条 (事業計画及び予算)

1. 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

第37条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録書等として作成し監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

第38条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

第39条 (規約の変更)

この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、柏市長の認可を受けなければ変更することができない。

第40条 (解 散)

1. 本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合に解散する。
 - (1) 破産手続き開始の決定
 - (2) 認可の取り消し
 - (3) 総会の決議
 - (4) 構成員が欠けたこと
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第41条 (残余財産の処分)

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

第42条 (備付け帳簿及び書類)

本会の事務所には、規約、会員名簿、役員名簿、許可及び登記等に関する書類、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

第43条 (委 任)

この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て役員会が別に定める。

付 則

1. 平成10年 5月26日から施行する。
2. 平成18年 4月9日一部改正、同日施行。
3. 平成21年 4月19日一部改正、同日施行。
4. 令和 4年 4月24日一部改正、同日施行。
5. 令和 5年 1月10日一部改正、同日施行。

柏市西原第四町会規約・細則

(会 費)

1. 本会の経費は、会費、町会資産利用料金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
2. 会費は一世帯月400円とし、6ヶ月ごとに集金する。
4～9月分は5月末、10～3月分は11月末までに納入する。
但し必要あるときは、役員会及び総会の決議を経て、臨時に集金することが出来る。
3. 共同住宅入居者の町会費については、所有者（オーナー・管理者）が町会費を一括納入する場合に限り、入居戸数の会費の7割を納入するものとする。

(旅費規程)

町会用務により市役所等へ出張については、実費を支給する。自家用車使用の場合には1キロ当たり30円とする。但し、会計には銀行等へ出張頻度が高いので10,000円/年を支給する。

(役員活動費)

役員の間活動費は総会の決議を経て支給する。なお他の役職を兼務する場合は活動費の1/2を支給することとする。

会 長	70,000円	ブロック長	10,000円
副会長	30,000円	センター長	10,000円
会 計	30,000円	監 事	10,000円
出向役員	10,000円	班 長	5,000円
各部部长	10,000円	(前期・後期の場合2,500円づつとする)	

(弔慰金規定)

会員（世帯主、配偶者又は同居の一親等）が死亡したときは、弔慰金を支給する。5,000円

(表彰規定)

1. 本会のために、特に功績のあった会員に対しては表彰をする。
2. 町会事業に対して役員として3年以上貢献のあった人に対して表彰する。

(救護規定)

会員が災害等不測の事態にあった場合は見舞金を支給する。5,000円

(専門部構成)

1. 総務部：町会の運営、企画全般に対応。
2. 防災部：防災にかかる訓練及び研修の実施により意識の向上をはかる。
3. 防犯部：防犯活動全般及びパトロールの取り組みにより町内の安全に取り組む。
4. 福祉・環境衛生部：高齢者の福祉、子供会への協力及び町内の環境衛生等に対応。
5. 子供会：つくし子供会の運営・企画を実施し、ときに他部門とも協力する。

《事務局員の業務》

ふるさとセンター利用の申し込み受付、柏市からの配布物取次、及び町会運営業務にかかる文書の作成、町会長への連絡、その他。

平成10年5月26日	施 行	令和2年4月19日	一部改正、同日施行
平成18年4月9日	一部改正、同日施行	令和3年4月29日	一部改正、同日施行
平成19年4月1日	一部改正、同日施行	※ 各福部長職を廃止する。	
平成20年4月13日	一部改正、同日施行	令和4年4月24日	
平成25年4月22日	一部改正、同日施行	※ 町会費の徴収を前期5月・後期9月の2回とする。	
平成26年7月1日	一部改正、同日施行	令和5年4月23日	一部改正、同日施行
平成27年4月26日	一部改正、同日施行		
平成29年4月23日	一部改正、同日施行		

区割り図



柏市

西原第四町会

①町会規約第32条に該当する資産

No.	建物及び品目	H25年4月 帳簿数	購入年月 (参考含む)	購入金額 千円	購入代金及び建築費 千円	備 考
1	町会ふるさとセンター(土地)	1	平成10年6月		購入代金 59,390 2021年評価額 14,398	西原3-576-1351・宅地 302.07㎡
2	同上 建物(集会所)	1	平成10年6月		建築費 44,000 2021年評価額 11,948	同上・集会所・鉄骨カラーベスト葺・2階建 1階147.74㎡/2階83.82㎡

②什器備品

1	御輿	1	不 明			
2	山車	1	平成15年 7月	300		
3	太鼓	1	平成11年 7月	600		
4	太鼓(小)	2	平成18年 7月	51		
5	机(低い)(高い)	38	平成10年 7月			
6	机(高い)	10	平成18年 6月			
7	イス用台車	3	平成10年 7月			
8	イス用台車	1	平成18年 6月			
9	折りたたみ椅子	80	平成10年 7月			
10	折りたたみ椅子	40	平成18年 6月			
11	電話/FAX	1	平成22年 4月	30		
12	ハンドマイク	2	平成18年10月	45		
13	放送機器アンプ	1	平成22年11月	214		(TOAワイヤレスアンプ)
14	消火器	5	平成28年 3月	30		(2026年期限)
15	ガスコンロ	2	平成10年 7月	40		
16	食器戸棚	4	平成10年 7月	70		
17	冷蔵庫(シャープ社製)	1	平成28年 7月	80		
18	座布団	50	平成10年 7月	100		
19	掃除機	2	平成26年 7月	20		
20	エアコン(2階和室)	2	平成26年 7月 2016年 2月	150 98		
21	エアコン(1階ホール)	1	平成27年 6月	880		
22	エアコン(事務室)	1	平成15年 6月	100		
23	梯子(小)	2	平成10年 7月	7		
24	倉庫	3	平成10年 7月	300		
25	倉庫(防災用)	1	平成18年10月	72		
26	テント(小)	1	平成21年12月	76		
27	テント(大)	1	平成18年 9月	日赤寄付		
28	テント(大)	1	平成19年 9月	120		
29	テント(大)(小)	2	不 明			
30	車椅子(防災用)	1	平成18年12月	60		
31	担架(防災用)	2	平成18年12月	20		
32	事務机	2				
33	事務用椅子	2	令和3年5月14日	45	既存の物が古くなった 為買替	
34	事務所用書棚	1				
35	パソコン(東芝製)	1	平成26年1月	20		
36	冷凍庫(ダイキン製)	1	平成26年9月	寄付品		
37	小型発電機(ホンダ社製)	2	平成20年 9月	200		
38	小型発電機(ヤマハ製)2KW	1	平成27年3月	40		
39	太鼓	1	平成29年6月	65		
40	プロジェクター	1	平成29年10月	60		
41	ブルーレイプレーヤー	1	平成29年10月	12		
42	スピーカー	1	平成30年 8月	49		
43	ノートパソコン(NEC製)	1	令和2年1月1日	78		
44	ラミネーター	1	令和3年4月5日	31	既存品故障の為買替	
45	空気清浄機(エアドック)	1	令和4年6月		感染症対策として	
46	京セラ製コピー機	1	令和5年2月28日	リース	シャープ製コピー機の代替	

西原第四町会 班長の役割

○ 班長の役割

1. 班長は、各班内の適任者の中から選出（班内交代制）する。
任期は5月より翌年4月 総会終了時迄とする。
やむなく前期・後期に分かれる場合 前期 5月～10月 ・ 後期 11月～4月
2. 班長は班内会員の状況を把握し、転出・転入その他出来事を担当ブロック長に報告する。
3. 班内にある防犯灯の球切れ破損は、電柱の番号表示を事務局に報告する。
4. 町会費集金月には、定められた日までに集金をし、担当ブロック長に納入する。
5. 町会からの配布文書等について配布し、回覧する。
配布文書の申し込み用紙は、記入の有無にかかわらず、速やかにブロック長に提出する。
回覧物は回覧終了後次回回覧物がくるまで保管し、問い合わせ等に備える。
次の回覧物が来たら前回分は破棄する。
6. 前期班長から後期班長へ交代時、引き継ぐ物
①班長表示看板 ②規約集 ③町会費・募金の集金袋及び残りの領収書
④回覧版 ⑤ブロック地図
7. 総会終了時、新年度班長へ引き継ぐ物
①班長表示看板 ②規約集 ③町会費・募金の集金袋及び残りの領収書
④回覧版 ⑤ブロック地図

柏市西原第四町会自主防災会規約

第 1 条 (名 称)

この会は、柏市西原第四町会防災会(以下本会と言う)と呼称する。

第 2 条 (事務所の所在地)

本会の事務所は、柏市西原第四町会ふるさとセンターに置く。

第 3 条 (目 的)

本会は、柏市西原第四町会規約(第1条)に則り会員相互の信頼と隣保共同の信頼に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震などの災害による被害の拡大防止及び軽減を図ることを目的とする。

第 4 条 (事 業)

本会は第3条の目的を達成させるため、次の事業を行う。

1. 地震、火災、その他の災害に対する予防対策及び防災の普及に関する事。
2. 地震、火災、その他の災害に対する予防に関する事。
3. 地震及びその他の災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、非難誘導、給水などの応急対策に関する事。
4. 防災訓練の実施に関する事。
5. 防災資材の備蓄に関する事。
6. その他、本会の目的を達成する為に必要な事項。

第 5 条 (組 織)

1. 本会は柏市西原第四町会内に居住する会員世帯員をもって組織し、円滑な運営を行うため町会組織の班を基準単位組織とする。
2. 班は、複数の班をもってブロックを構成し本部との連携を図る。

第 6 条 (役 員)

1. 本会の役員構成は、本町会役員をもってあてる。
2. 本部には次の役員を置く。

(1)会 長(災害対策本部長)	1名
(2)副会長(区 長)	3名
(3)センター長	1名
(4)会計	1名
(5)監事	1名
(6)防災部長	1名
(7)防犯部長	1名
(8)子供会部長	1名
(9)ブロック長	13名

3. ブロックには班を置く。

班 長 各班1名

第 7 条 (役員の仕事)

1. 会長は本会を代表して会務を統括し、地震等の災害発生時における応急活動の全般に亘り指揮命令を行う。

2. 副会長（区長）は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 本部役員は、役員 of 構成員となり本会の会務の運営にあたる。
4. 会計は本会の会計を行う。
5. 監事は本会会務の監査をする。
6. ブロック長はブロックを統括し、班長は班を統括する。

第 8 条（役員 of 選出）

役員 of 選出は、町会役員が兼務し総会で承認決定する。

第 9 条（役員 of 任期）

役員 of 任期は、1年とし再任は妨げない。

第 10 条（総会 of 種類と招集）

1. 総会は、毎年4月に定期総会を開催し必要に応じ臨時総会を開催するものとする。但し総会 of 開催は、町会 of 総会をもつてこれに代えることができる。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき若しくは会員の3分の1以上が議題を明示し連署して開催 of 要求があった場合会長が召集する。
3. 要求があった場合 of 臨時総会については、会長は1か月以内に臨時総会を開催しなければならない。
4. 総会は会長が招集する。
5. 総会は次 of 事項を審議する。
 - (1) 規則 of 改正に関すること。
 - (2) 防災計画 of 作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会で審議することが特に必要と認めた事項。
6. 総会はその付議事項の一部を本部役員会に委任する事が出来る。

第 11 条（役員会）

本部役員会は会長、副会長、会計及び本部役員によって構成し次 of 事項を審議する。

1. 総会に提出する事案。
2. 総会によって委任された事案。
3. その他本部役員が必要と認めた事案。

第 12 条（防災計画）

本会は、地震などの災害による被害 of 防止及び軽減を図るため、次 of 通り防災計画を定める。

1. 防災組織 of 編成及び任務分担に関すること。
2. 防災知識 of 普及に関すること。
3. 防災訓練 of 実施に関すること。
4. 災害発生時及び予報発令時における情報 of 収集伝達、初期消火、避難誘導、給食給水に関すること。
5. その他必要なこと。

第13条 (経費)

本会の運営に要する経費は町会予算、その他の収入をもって当て、町会総会の決議をへて決する。

第14条 (会計年度)

会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 (会計監査)

会計監査は、町会監査とあわせ監事が行う。但し、必要がある場合は臨時にこれ行う事ができる。

監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付 則)

1. この会則は、平成18年8月20日より実施する。
2. 平成25年 4月22日一部改正、同日より施行。
3. 平成27年 4月26日一部改正、同日より施行。
4. 令和 5年 4月23日一部改正、同日より施行。

柏市西原第四町会非常災害時の行動マニュアル

大規模な災害が発生した場合、その被害は広範囲に及び建物の倒壊、火災、がけ崩れなどにより道路が寸断するなど悪条件が重なって防災関係機関が市内全域でじゅうぶんな防災活動を行うことが出来なくなります。

そこで住民一人ひとりの防災活動が大切なことは言うまでもありませんが、住民個人では限界があり防災活動には大きな効果は期待できません。

いざという時のために、防災組織を作り、日頃から災害に対する初期消火、救出救護、避難誘導等の訓練を行うことが二次災害の被害を少しでも軽減することに役立ちます。

そのために、組織として隣近所の方々が協力して助け合うことが出来る「自主防災組織」が必要となります。

※ 柏市の防災体制は、大規模地震(震度6強以上)が発生した場合は「柏市災害対策本部」及び「地区災害対策本部」を設置することになっています。

この地区災害対策本部は、西原近隣センターがその役割を担当することになります。

- ① 区域の被害状況や避難状況の調査及び把握。
- ② 災害対策本部との連絡調整。
- ③ 災害対策本部からの指示や情報の伝達。
- ④ 避難者の誘導や収容者の整理。
- ⑤ 各町会防災組織等との連携活動。

情報の伝達を主とする連絡基地とするほか、各町会の自主防災組織や住民組織と連携し、防災活動を円滑に行う防災拠点となります。

大地震発生時行動マニュアル



揺れている時は
動かない！

☆ まず我が身を守る
揺れが一旦収まってから行動する

☆ 家族・自宅の安全確認
台所で火を使っていないか？
ガスは？ ストープは？ 電気は？
家族は無事か？割れたガラスに注意

☆ 近隣住民の安否確認

向こう三軒両隣
煙や火が出ていたら

近所の確認
近所に異常がないとき

近隣に声をかけて
① 消化活動
② 救助活動

① 停電していたらブレーカーを落とす
② ガスの元栓を閉める

安全な場所に避難する

※ 第四町会役員は町会の災害対策本部をふるさとセンターに立ち上げ
連絡体制を構築する。

各区長(副会長)は担当区内の被害状況を確認後対策本部へ報告
災害対策本部長及び防災部長・防犯部長・センター長は本部にて情報を収集し対策を練る
各避難場所(西原近隣センター体育館・西原小学校・西原中学校)の状況確認を行い必要と
思われる避難民を誘導する。

◎ 第四町会の避難場所となる施設の概要

- * 西原近隣センター体育館 7152-4883
- * 西原小学校 7152-3557
- * 西原中学校 7154-3232

上記三施設に災害物資が保管されています

備蓄食料

災害用品類

医療品,薬品等

その他災害用機材 テント・発電機・非常用トイレ 等

- * 常磐高速道路上の公園(第一・第二)一時避難場所
- * 第四町会ふるさとセンター 7154-5426
- * 西原近隣センター 7154-2000
- * 柏市西原保育園 7154-7964
- * 柏市旭町消防署西原分署 7155-5119
- * 柏警察署高田原交番 7138-6075

柏市西原第四町会自主防災会防災計画

1. 目的

この計画は、柏市西原第四町会自主防災会組織の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的・物的被害の拡大防止及び軽減を図ることを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項を次の通りとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 地区災害対策本部との連携に関すること。

3. 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、町会役員組織を防災組織に読みかえ編成(別紙組織図の通り)し、早期に活動を開始する。

4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚する為、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は次の通りとする。

- ① 自主防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水害などに就いての知識に関すること。
- ③ 地域周辺の環境に応じた防災知識に関すること。
- ④ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は次の通りとする。

- ① パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布。
- ② 講演会、映画会等の開催。
- ③ 防災用品、パネルなどの展示。

(3) 実施時期

防災の日などの防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報を収集伝達し、消火、避難等が迅速かつ的確に行える様にする為、次により防災訓練を実施する。

- (1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練は次の通りとする。

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 情報収集伝達訓練。 | ⑤ 給水訓練。 |
| ② 消火訓練。 | ⑥ 避難生活訓練。 |
| ③ 避難訓練。 | ⑦ その他訓練。 |
| ④ 炊き出し訓練。 | |

(3) 総合訓練

総合訓練は前記(2)の個別訓練について二つ以上行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、予め、その目的、実施要綱等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数。

訓練は原則として総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6. 情報の収集・伝達(情報収集伝達班の任務)

(1) 情報の収集・伝達

情報収集伝達班は、地域内の防災情報、防災関係機関、報道関係等の提供する情報を収集すると共に、必要と認める情報を地域住民、地区災害対策本部及び防災関係機関に伝達する。

7. 出火防止及び初期消火(消火班の任務)

(1) 出火の防止

大地震時等においては、火災の発生が災害を大きくする主な原因であるので出火防止の徹底を図る為、毎月1日を「防災点検の日」とし、各家庭においては、次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓。
- ② 可燃性危険物等の保管状況確認。
- ③ 消火器などの消火機材の整備状況の確認。
- ④ その他建物などの危険箇所の状況確認。

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合に迅速に消火活動を行い、初期に消火する事が出来る様にする為、消火器、水バケツ、消火砂などの消火機材を定められた場所に配備する。

8. 救出訓練(救出救護班の任務)

(1) 救出救護活動

建物の倒壊落下物等により救出、救護を要する者が生じた時は、直ちに専門機関への要請をすると共に救護活動に積極的に協力するものとする。

(2) 医療機関へ連絡

救出救護班員は負傷者が医師の手当てを要するものであると認めた時は、医療機関又は防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 流山中央病院 | 7154-5741 |
| ② 中村内科クリニック | 7178-3722 |
| ③ 初石病院 | 7152-2251 |

(3) 防災関係の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めた時は、直ちに防災関係機関の出動を要請する。

9. 避難対策(避難誘導班の任務)

警戒宣言が発せられた場合、地震が発生した場合及び火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れのあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

柏市長の避難命令が出た時、又は、防災会長が必要有ると認めた時、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難誘導指示に基づき、住民を予め定めた避難場所に誘導する。

(3) 避難場所

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 柏市西原小学校 | ④ 柏市西原近隣センター体育館 |
| ② 柏市西原中学校 | ⑤ 柏市西原第四町会ふるさとセンター |
| ③ 常磐高速道上の公園(第一・第二) | |

10. 給食・給水(給食給水班の任務)

避難場所等については、各家庭で非常持ち出しした食料、飲料水を飲食する事を原則とする。ただし配給などを受ける場合は、次により行う。

(1) 給食・給水の実施

給食給水班員は市から配給された食料、又は米穀類販売業者などから提供された食料・飲料水等の配分を行う。

11. 地区災害対策本部との連携

災害が発生した場合、情報が錯綜し、大混乱になる場合が予想される為、自主防災組織と地区災害対策本部との綿密な情報交換を行い、次の事項について連携した行動を取るよう心掛ける。

- (1) 要救助者や救護者の有無確認及びその対応。
- (2) 避難場所の開設や運営。
- (3) 食料や飲料水等の生活必需品の手配。
- (4) 仮設トイレ、テント、毛布などの防災資機(器)材の手配。
- (5) その他災害によって市民生活活動に支障をきたしている事項の把握及びその対応。

(付 則)

1. この防災計画は、平成 18 年8月20日から実施する。
2. 平成25年 4月22日一部改正、同日施行。
3. 令和 5年 4月23日一部改正、同日施行。

西原第四町会ふるさとセンター管理運営規約

第1条（目的）

本規約は、ふるさとセンターが町会の各種会議や事業、又は会員相互の親睦や文化活動の場として幅広く活用され、円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（名称及び所在地）

ふるさとセンターの名称は、柏市西原第四町会ふるさとセンターと称し、柏市西原3丁目8番46に設置する。

第3条（運営）

- 1 ふるさとセンターの適正な運営・管理を図るため、第四町会ふるさとセンター運営委員会（以下委員会という）をおく。
- 2 委員会はふるさとセンターの管理及び運営について協議する。
- 3 委員会の委員は、町会役員及び会員の中から選出する。
- 4 委員会は必要に応じセンター長が召集する。
- 5 委員会は委員の3分の2(委任状を含む)以上の出席で成立し、議決は出席委員の過半数を持って決定される。

第4条（役員及び委員）

- 1 ふるさとセンターには、次の役員及び委員をおく。

① センター長	1名
② 会長	1名
③ 副会長	3名
④ 運営委員(事務員)	2名
- 2 役員の任期は1年とし、町会役員改選と同時に行い町会総会で承認を得る。
但し再任は妨げない。

第5条（役員及び委員の任務）

- 1 センター長は、センターを代表し管理運営を統括する。
- 2 運営委員はセンター長を補佐しセンター長に事故ある場合は、その職務を代行する。

第6条（維持管理費）

- 1 ふるさとセンターの維持管理に要する諸経費は、町会運営費及びセンターの利用料金をもって、これに当て別途利用規定を設ける。
- 2 ふるさとセンターに対し火災保険を付保しなければならない。
- 3 ふるさとセンター運営委員会は、定期的な清掃管理をおこなう。

第7条（決算報告）

委員会は、ふるさとセンターに関わる利用状況、諸経費等についての収支を年度末に監査を受けて、町会会計に報告する。

付則

- 1 この規約は、平成10年 5月25日から施行する。
- 2 この規約は、令和 5年 5月23日から施行する。

西原第四町会ふるさとセンター利用規定

第1条（目的）

この規定は、第四町会ふるさとセンター（以下ふるさとセンターという）を利用する上で必要な事項を定める事を目的とする。

第2条（利用者の心得）

利用に際し、次の項目を厳守する事

- 1 公衆道徳を守り、近隣や他人に迷惑をかけないこと。
- 2 建物や備品類は大切に取り扱い、それらを破損した場合は、利用申し込み責任者の責において弁償するものとする。
- 3 利用後は什器、備品等を元へ戻して所定の点検項目を確認し、点検結果を所定の用紙（利用後報告書）に記入してカギと共にセンター長・事務員に提出すること。
- 4 火災予防に留意し、所定の場所以外での火気の使用を禁じ、会館内を禁煙とする。
- 5 危険物は絶対持ち込まないこと。
- 6 利用者が出したゴミは、各自が責任を持って持ち帰ること。
- 7 利用後は清掃し、次の利用者のため整理整頓に努めること。
- 8 利用中の事故やケガなどにおける責は、利用者により措置すること。

第3条（利用手続き）

- 1 利用者は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、センター長・事務所に提出して利用許可を得ること。
- 2 町会の会議、行事、町会員の慶弔等での利用を随時受け付ける。日程が重なった場合の優先順位は、災害、慶弔、町会事業、一般利用の順位とする。
- 3 一般の使用申し込みは、2ヶ月前から受け付ける。

第4条（利用許可の条件）

次の各号に該当する時は、利用を許可しない。

- 1 利用目的が常識的な秩序や風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- 2 営利を目的とする興業、またはこれに類似すると認められるとき。
- 3 未成年者だけの利用のとき。
- 4 申し込みに偽りの申告が合った場合、また利用中でも不適當な場合は利用を中止することがある。

第5条（利用者の義務）

ふるさとセンターを利用するものは、次の事項を厳守しなければならない。

- 1 利用時間の厳守。
- 2 利用を中止する場合は、速やかにセンター長に連絡すること。
- 3 利用の許可を他に譲渡してはならない。

第6条（利用料金）

ふるさとセンターの利用料金は1単位ごととし、下記料金表による。

- 1 利用単位の区分は、午前9時30分から12時30分、午後1時30分から4時30分、午後5時から8時をそれぞれ1単位とする。
- 2 利用の曜日は原則として祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日までとする。
- 3 利用料金は、必要に応じて運営委員会の議決により改定することができる。
- 4 次の場合の利用料は無料とする。
 - ① 町会組織の行事、会議等で利用する場合
 - ② 町会が認めた各種団体（子供会、老人会等）の定例会やその運営に関わる会合の場合
- 5 利用料金は、ふるさとセンターの維持管理費を補うものに充てる。

◇ 料金表

利用区分	1階ホール	2階和室（大）	2階和室（小）
町会員が利用する場合	800円	500円	300円
		2階2室（800円）	
非町会員が利用する場合	1,500円	1,000円	500円
		2階2室（1,500円）	
町会員が慶弔で利用する場合	10,000円（全館2日間貸切り）		
町会員以外が慶弔で利用する場合	20,000円（全館2日間貸切り）		
会館備品の貸し出し	3,000円（3日以内）		

※利用料金は、申し込み時に事務所へ納入する事。

※2階和室利用料金のカッコ内は、2室利用の場合である。

第7条（その他）

この規定について疑義を生じた時は、運営委員会で協議し決定するものとする。

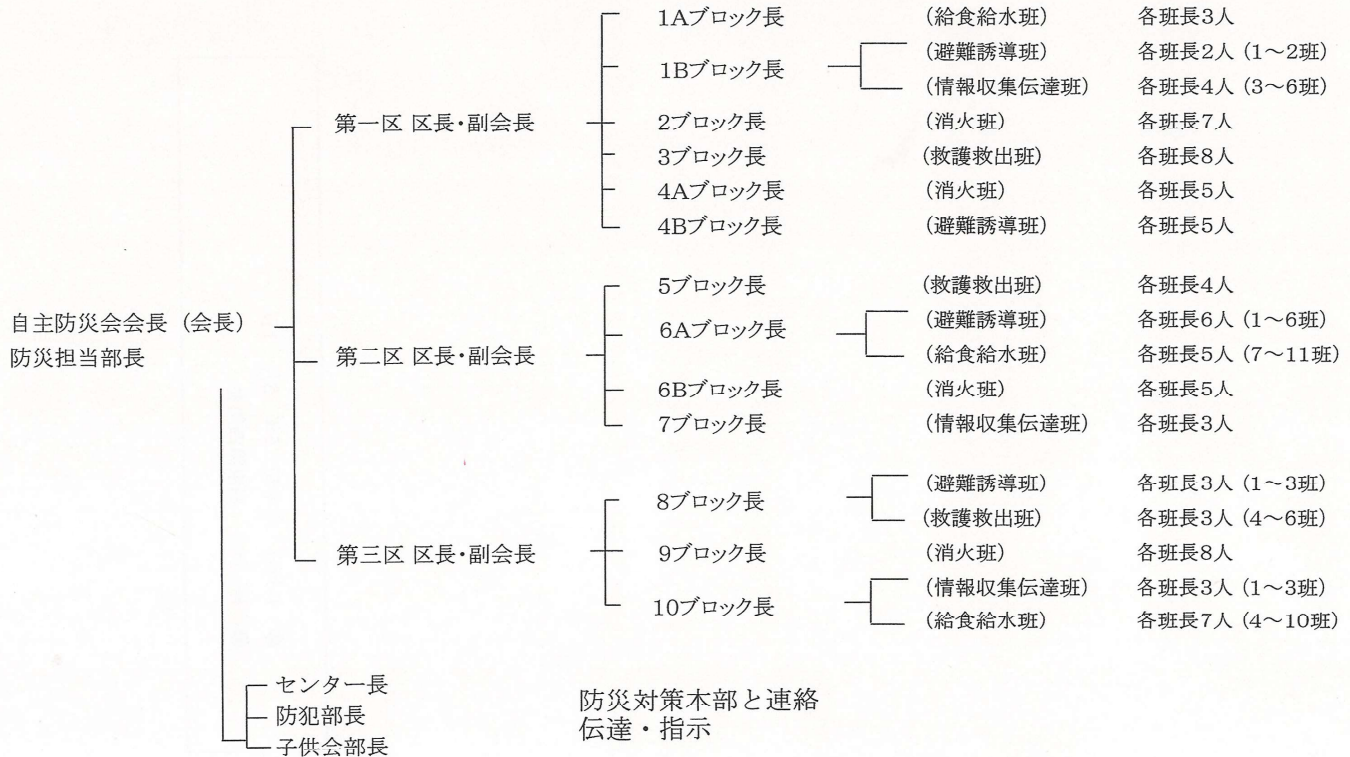
付則

- 1 この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 1 この規定は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 1 この規定は、平成25年 4月22日から施行する。
- 1 この規定は、令和 5年 4月23日から施行する。

西原第四町会組織表（担当事業、自主防災）

部署名/役職名	担 当	事業・役割	区	ブロック	自主防災
町 会 長	町会全域	町会全般の把握・調整管理			自主防災会会長
副 会 長	第一区	町会第一区内、町会員の支援・援助 町会事業全般に関する協力・支援活動	第一区	1Aブロック長	給食給水班
				1Bブロック長	避難誘導班・情報収集伝達班
				2ブロック長	消火班
				3ブロック長	救護救出班
				4Aブロック長	消火班
副 会 長	第二区	町会第二区内、町会員の支援・援助 町会事業全般に関する協力・支援活動	第二区	4Bブロック長	避難誘導班
				5ブロック長	救護救出班
				6Aブロック長	避難誘導班・給食給水班
				6Rブロック長	消火班
副 会 長	第三区	町会第三区内、町会員の支援・援助 町会事業全般に関する協力・支援活動	第三区	7ブロック長	情報収集伝達班
				8ブロック長	避難誘導班・救護救出班
				9ブロック長	消火班
				10ブロック長	情報収集伝達班・給食給水班
センター長		ふるさとセンター施設の維持管理、保全・改修			
防災部部长		防災訓練（ふるさと協合同）防災施設見学、救急救命講習等の開催			
防犯部部长		下校時パトロール、防犯灯管理、町会内の防犯全般			
子供会部長		子供たちの健全な育成とふるさと意識の醸成をはかる			
環境衛生部 部長		サロン彩、健康講座、クリーン作 戦			
会 計		町会の入・出金の管理及び記録			
監 事		町会業務の執行・会計・運営の監査をする			
友和会会長		地域住民の高齢者仲間づくりの管理運営			
ふるさと協議会 出 向 役 員		ふるさと協議会への出向にて運営の協力			
民生児童委員		高齢者・障害者・児童・母子世帯など要援護者の調査 実態把握、相談支援			
主任児童委員		区域を担当する児童委員との連絡調整・援助			
健康づくり推進員		子育て支援・食育推進・健康づくり活動			
事 務 局		一般事務・集金の管理・センター運営			

柏市西原第四町会自主防災会組織図



- 発行日 令和 6年 5月 1日
- 発行 西原第四町会